

角田市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年7月3日

角田市監査委員 喜多 正行

角田市監査委員 柄目 孝治

監査の結果に関する報告について

- 1 監査の種類 財政援助団体等の監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助に係る補助金等の出納その他の事務の執行の監査）
- 2 監査の対象 財政援助団体：地区振興協議会（角田、小田、横倉、枝野、藤尾、東根、桜、北郷及び西根）
- 3 監査の期間 平成27年5月13日（水）から同年5月25日（水）まで
- 4 監査の範囲 角田市が平成26年度において、財政援助団体等に対して交付した交付金に係る出納及びその他の事務（収入、支出、契約、検収、現金の出納保管等会計処理及び証拠書類の整備等）並びに事務・事業の計画・実施状況等。
- 5 監査の方法 事前調査のために予め提出を求めた資料を基に関係職員に説明を求め、監査当日提示された関係書類、帳簿、証拠書類を精査・照合し、事務処理の適法性・公正性及び効率性等を調査した。監査に当っては、地区振興協議会に係る交付金の交付申請等と事務処理、事業の計画・実施及び効果等を「関係法令等の諸規定との整合性」及び「会計処理の適正性」に主眼を置いて実施した。
- 6 監査の結果 地区振興協議会に係る交付金の出納及びその他事務の執行並びに事務・事業の計画・実施状況等については、概ね適正に処理されていると認めた。

しかしながら、一部の振興協議会において事務処理の一部に不適切と認められるものが見受けられたので、適切に事務処理されるよう市長に指導を要望した。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する個々の事項等については、その都度、所管課及び地区振興協議会の関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。